

**G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業
プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

鹿児島県（以下「県」という。）が実施する「G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業プロモーション業務委託」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

2 本業務の概要

(1) 業 務 名

G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業プロモーション業務委託

(2) 業務の目的

現地ニーズに応じたメニュー開発や産地情報の発信等による県産品のプロモーションを実施し、県産品の認知度向上及び販路開拓を図る。

(3) 業 務 内 容

別添「G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業プロモーション業務委託仕様書」による。

(4) 履 行 期 限

令和9年2月5日（金）まで

(5) 委 託 上 限 額

5, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上限額を超える見積は失格とする。

※ 本業務の遂行に必要な一切の経費（人件費、旅費、通訳費、会場費、制作費、通信費、保険料、諸経費等）を含むものとする。

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団又は暴力団関係者等、鹿児島県暴力団排除条例等の趣旨に照らし不適切と認められる者でないこと。
- (5) 本業務を的確に遂行するに足る体制及び類似業務の実績を有していること。
- (6) 共同企業体（JV）による参加を可とする。
この場合、代表者を定め、構成員の役割分担及び責任範囲を記載した協定書（又はこれに準ずる書類）を提出すること。
なお、県との契約は原則として代表者と締結する。

4 企画提案に求める内容

参加者は、仕様書を踏まえ、次の事項を必ず企画提案書に盛り込むこと。

- (1) 全体方針
 - ・ 本業務の目的及び仕様書内容の理解
 - ・ ドイツ市場の状況を踏まえたターゲット設定（レストラン等）
- (2) 実施計画の具体性
 - ・ レストラン関係者向けプロモーションの具体的内容（試食会等の設計、誘客方法）
 - ・ 産地・県産品の情報発信手法（コンテンツ案、実施体制）
 - ・ 輸出支援プラットフォームとの連携方法（情報共有、成果の取りまとめ等）
- (3) 体制・実行力
 - ・ 実施体制（責任者、担当者、役割分担）
 - ・ 現地ネットワーク（レストラン、シェフ等）及び活用方法
- (4) 工程・成果検証
 - ・ 工程表（履行期限までの計画）
 - ・ 成果の測定方法（KPI、アンケート等）及び報告方法
- (5) 見積の妥当性
 - ・ 仕様書に基づく必要経費の積算内訳及び費用対効果の説明

5 スケジュール（予定）

- (1) 質問受付期限：令和8年6月26日（金） 17時15分（必着）
- (2) 質問回答（県HP掲載）：令和8年7月3日（金）
- (3) 企画提案書等提出期限：令和8年7月10日（金） 17時15分（必着）
- (4) プレゼンテーション：令和8年7月17日（金）
- (5) 選定結果通知：令和8年7月31日（金）

6 質問及び回答

(1) 提出方法

質問は電子メールにより提出する（様式任意）。

件名は「【プロモーション業務】質問（事業者名）」とし、本文に担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

提出先：第13のとおり

(2) 回答方法

質問への回答は、原則として県ホームページに掲載する。

なお、質問内容が提案者固有の事情に深く関わる等、県が必要と認める場合は個別に回答することがある。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（電子データ）

- 企画提案書（任意様式）
- 見積書（任意様式[内訳書を含む]）
- 実施体制資料（任意様式[体制図、担当者の経歴・役割等]）
- 類似業務実績（任意様式[提出可能な範囲で差し支えない]）
- 会社概要（任意様式）
- その他、県が必要と認める資料

(2) 提出部数

電子データ一式（PDF）とする。

※ 必要に応じて、県は元データ（Excel等）の提出を求めることがある。

(3) 提出方法

電子メールにより提出する（提出先は第13のとおり）。

件名は「【プロモーション業務】企画提案（事業者名）」とする。

ファイル名は次の例により、事業者名を含めて判別可能とすること。

【事業者名】企画提案書.pdf

【事業者名】見積書（内訳含む）.pdf

【事業者名】体制・実績.pdf

(4) 受付

県からの受信確認（メール返信）をもって受付完了とする。

提出後、受信確認がない場合は提出期限内に電話で必ず確認すること。

(5) 提出期限

令和8年7月10日（金）17時15分（必着）

※ 期限後の提出、差替え及び再提出は認めない。

8 企画提案書等の取扱いに係る留意事項

- (1) 提出書類は、原則として A4 判とし、必要に応じて A3 判を折り込むことは差し支えない。
- (2) 提出書類は日本語で作成すること（固有名詞等を除く）。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類に含まれる第三者の著作権等の権利処理は提案者の責任において行うこと。

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査は、審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）により総合的に行い、受託候補者を選定する。

なお、審査委員会の審査内容及び審査結果に関する個別の問合せには応じない。

(2) 審査項目及び配点（計 100 点）

別紙「評価項目及び審査内容」のとおり。

10 プレゼンテーション（ヒアリング）

(1) 実施方法

オンライン（Zoom）により実施する。

(2) 実施時間

説明 10 分、質疑 5 分程度とする（参加者数等により変更する場合がある）。

(3) 留意事項

- 通信環境（回線、機器、音声・映像等）は提案者の責任で準備すること。
- 通信障害等が生じた場合の取扱いは県が判断する。
- 提案者による録音・録画は一切禁止とする。

11 契約

(1) 契約の締結

県は、受託候補者と協議の上、仕様書及び企画提案内容等を踏まえて契約を締結する。

ただし、協議が整わない場合又は受託候補者が契約を辞退した場

合は、次点者を受託候補者とすることがある。

(2) 再委託

本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

業務の一部を再委託する場合は、事前に書面により県の承認を得ること。

(3) 著作権等

本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属する。

受託者は、県が成果物を二次利用、編集、改変等することを承諾し、著作者人格権を行使しない。

成果物に第三者の権利が含まれる場合は、受託者の責任で必要な許諾を得ること。

(4) 守秘義務及び個人情報

受託者は、本業務の遂行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び県の規程等に従い適切に管理すること。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさない場合

(2) 提出期限までに提出書類が提出されない場合（受信確認ができない場合を含む。）

(3) 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備がある場合

(4) 見積額が委託上限額を超過する場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 必要書類の文書等が指定の条件（形式、分量等）を満たさない場合

13 担当部署（問合せ・提出先）

商工労働水産部 水産振興課 水産流通対策係

担 当：島

E-mail：suiryu@pref.kagoshima.lg.jp

T E L：099-286-3435（直通）